

山形県建設工事一般競争入札実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山形県が発注する建設工事のうち地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される建設工事について一般競争入札を実施するにあたり山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「財務規則」という。）及び山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号。以下「特例規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(入札参加資格)

第2条 入札に参加する者に必要な資格は、次の各号とし、入札に参加する者は次の各号すべてに該当することについて、あらかじめ当該工事を所管する課長等（以下「所管課長」という。）の審査を受けなければならないものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過していないものでないこと又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 山形県の競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されている者であること。
- (4) 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）を入札参加者とする場合には、2者又は3者で自主結成されたものであること。ただし、その規模が特に大きく多数の工種にわたる等の事由のある建設工事で、技術力を結集する必要があると認められるときは、4者までとすることができるものとする。

なお、事業協同組合及び経常建設共同企業体が共同企業体の構成員になることはできないものであること。

- (5) 入札に係る建設工事が該当する建設業法別表の上欄の建設工事の種類に係る同法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査の結果の総合評点が、建設工事毎に所管課長が別に定める点数以上の者であること。
- (6) 入札に係る建設工事と同種の建設工事の元請負人としての施工実績（過去15年間の完成工事で、所管課長が建設工事毎に別に定める要件を満たす工事に限る。）を有すること。
なお、共同企業体（経常建設工事共同企業体を含む。）の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合に限るものであること。ただし、第4号ただし書で規定する建設工事については、所管課長が別に定めることができるものとする。
- (7) 入札に係る建設工事について、建設業法第26条第1項に規定する主任技術者又は同条第2項に規定する監理技術者を工事現場に専任で配置できるとともに、山形県が定める建設工事請負契約約款第11条第1項第1号に規定する現場代理人を工事現場に常駐で配置できる者であること。

なお、配置予定の現場代理人又は主任技術者若しくは監理技術者は建設工事毎に所管課長が別に定める同種工事の経験を有する者であること。

また、共同企業体にあつては、主任技術者又は監理技術者は各構成員がそれぞれ配置するとともに、現場代理人については、代表構成員が配置するものであること。

- (8) 入札に係る建設工事が大規模構造物の工事又は特殊な作業条件下の工事等であり、高度な施工技術が必要として所管課長が施工計画を求める場合には、当該施工計画が適正なものであること。

- (9) 入札参加資格確認時から開札（ただし、落札決定が保留された場合は当該落札決定のとき）までの間に、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱（平成15年4月1日施行。以下「指名停止要綱」という。）に定めるところにより、指名停止の措置を受けていない者であること。
 - (10) 入札参加資格確認申請書の提出の日から当該工事の工期までの間に、山形県建設工事請負契約約款第49条第1項第6号の規定（以下「暴力団排除条項」という。）に該当しない者であること。
 - (11) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者にあつては、当該手続開始決定日を審査基準日とする経営事項審査の結果をもとに、建設工事等の入札参加資格の審査を受けた者であること。
 - (12) 所管課長が別に定める資格がある場合には、当該資格を有する者であること。
- 2 所管課長は、前項第4号から第8号まで及び第11号の資格を定めようとする場合は、部局毎に設置する指名業者選定審査会（以下「審査会」という。）に付議するものとする。

（入札の方法）

- 第3条** 入札は、山形県建設工事等電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。ただし、事前に契約担当者の承諾を受けた者は、電子入札システムに代え、書面により入札することができる。
- 2 書面での入札を承諾する基準については、「山形県電子入札に係る書面入札承諾基準」で定める。
- 3 建設共同企業体が電子入札システムにより入札を行う場合は、当該建設共同企業体の代表者の電子証明書を使用して入札を行うものとする。

（競争入札の参加者の資格に関する公示）

- 第4条** 建設企画課長は、一般競争入札による建設工事の契約締結が見込まれる年度毎に、特例規則第2条第4項及び同条第5項の規定により、県公報に登載することで公示を行うものとする。
- 2 前項の公告例は、別紙1のとおりとする。

（入札の公告）

- 第5条** 所管課長は一般競争入札による建設工事にあつては特例規則第3条の規定により、県公報に登載するほか、県庁舎及び各総合支庁舎の掲示板への掲示を行うとともに、当該公告の内容をインターネットを利用して閲覧に供するものとする。
- 2 前項の公告例は、別紙2のとおりとする。

（入札説明書の交付）

- 第6条** 所管課長は、前条の規定により公告した後、電子閲覧システムによるほか、書面により入札説明書を交付するものとする。
- 2 前項の入札説明書は、次に掲げる事項をすべて含むものとし、別紙3を標準とする。
- (1) 前条の規定による公告の写し
 - (2) 契約書案
 - (3) 開札立会者に関する事項

(4) 落札者の決定方法

(入札参加資格の審査等)

- 第7条** 所管課長は、一般競争入札に参加しようとする者から、一般競争入札参加資格確認申請書（電子入札システムによる申請書又は様式第1号。添付書類を含む。）、入札参加資格確認資料（様式第2号、様式第3号及び様式第3号の2）及び所管課長が必要と認める工事にあつては施工計画並びに共同企業体にあつては協定書の写し及び代表者の権限に係る委任状の写し（以下「確認資料」という。）の提出があつた場合には、当該提出者に係る名簿登載の有無を確認するとともに、あらかじめ設定した資格の有無等について確認資料を審査し、審査の結果を審査会に付議するものとする。
- 2 所管課長が前項の確認資料の審査を行うにあたり、入札に係る建設工事が、第2条第1項第8号に規定する工事に該当する場合には、施工計画の審査を所属部局の審査会の技術審査部会（以下「審査部会」という。）に依頼するものとする。
- 3 前項の審査部会の委員は、建設工事毎に審査会会長が指名するものとする。
- 4 所管課長は、第1項の協議が整つた場合は、一般競争入札参加資格確認結果通知書（様式第4号）により、入札の受付開始日の24日前までに確認結果を申請者に通知するものとする。
なお、競争参加資格がないと認めた者に対しては、通知にあたり、その理由を付記するものとする。
- 5 入札参加資格がないと認めた者から、確認結果を通知した日から7日（当該期間には土曜日、日曜日及び祝日を含まないものとする。）を経過した日（以下「説明要求期限」という。）までに任意の書面によりその理由の詳細説明を求められた場合は、所管課長は、説明要求期限から10日以内に書面（様式第5号）により回答を行うものとする。
- 6 第4項による確認結果は入札前は公表しないものとする。

(設計図書の閲覧及び貸出し)

- 第8条** 所管課長は、入札の公告の日から開札の前日まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）、当該工事に係る仕様書、図面及び設計書（以下「設計図書」という。）を電子閲覧システムによるほか、書面により閲覧させるものとする。
- 2 所管課長は、前項に定める閲覧期間中において、書面による設計図書の貸出しを希望する者に対し、書面又は電子媒体による貸出しを行うものとする。

(設計図書及び入札説明書に対する質問)

- 第9条** 入札の公告の日以降、確認結果を通知した日から20日を経過した日（以下「質問提出期限」という。）までの間に、入札参加希望者から電子入札システム又は任意の書面により設計図書又は入札説明書に関する質問がなされた場合には、所管課長は、質問提出期限から5日以内に電子入札システムによる回答のほか、回答書（様式第6号）を閲覧に供するものとする。

(書面による入札)

- 第10条** 書面による入札の承諾を得た場合は、持参又は書留郵便による入札を認めるものとし、この場合、開札日の前日（当該日が県の休日の場合は直前の平日とする。）の指定時刻までの到達を求めるものとする。

なお、開札日の前日の指定時刻まで到達しない書面による入札書は無効とする。

- 2 所管課長は、書面による入札書を、開札までの間、厳重に保管し、開札の時に入札を執行する者が開封するものとする。

(積算内訳書の提出)

第11条 入札を執行する者は、入札時に入札参加者から積算内訳書の提出を求めるものとする。積算内訳書の提出は、インターネットにより提供する指定ファイルを電子入札システムにより提出する入札書に添付して行うものとする。

また、書面による入札を行う者に係る積算内訳書については、入札書の提出と同時に積算内訳書を記録した電子媒体を提出させるものとする。

(落札者の決定方法)

第12条 入札を執行する者は、開札の執行に先立ち、入札参加者が第7条第4項の通知により入札に係る建設工事の入札参加資格が認められた者であること及び開札日現在において指名停止要綱による指名停止の措置を受けていないことを確認するものとする。

- 2 入札を執行する者は、前項の入札参加者のうち、予定価格の範囲内（最低制限価格を設定した場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内）で有効な最低の価格の入札者を落札者に決定するものとする。
- 3 低入札価格調査を適用する工事にあつては、調査基準価格を下回る価格の入札者について調査の結果、不適格と判断された場合は、落札者とししない。

(入札の無効)

第13条 第5条の公告により示した入札参加資格を有しない者の行った入札は無効とする。

- 2 落札決定が保留された場合において、当該落札決定までに前項の資格を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

(入札結果の通知)

第14条 入札を執行する者は、前条により落札者を決定したときは、落札決定した旨を直ちに入札者全員に対して通知するものとする。

また、書面による入札を行った者（開札に立ち会った者を除く。）に対しては、所管課長は書面により落札者の氏名又は名称及び住所並びに落札金額を通知するものとする。

なお、落札者を決定した後に、落札者とされなかった者から特例規則第8条の規定による請求があった場合には、所管課長は、同条に規定する事項について、速やかに書面により回答するものとする。

(落札者決定の公示)

第15条 所管課長は、落札者が決定したときは、特例規則第9条の規定に基づく様式第7号の例により、県公報に登載することで公示を行うものとする。

(記録の作成及び保管)

第16条 所管課長は、落札者が決定したときは、特例規則第10条の規定により、当該契約の内容等に

必要な記録を作成し、保管するものとする。

(要綱に定めのない事項)

第17条 この要綱に定めのない事項及びこれによりがたい事項については、必要に応じてそのつど定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成9年12月2日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成17年7月1日から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成21年4月1日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成21年5月22日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成23年4月1日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成24年12月3日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成27年7月1日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成28年5月1日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成29年7月1日以後に入札公告を行う工事から適用する。

公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される平成○年度における山形県の特定役務（建設工事に限る。）の調達契約（以下「特定調達契約」という。）に係る競争入札の参加者の資格等は、次のとおりである。

なお、既に山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項に規定する競争入札参加資格者名簿（有効期間が平成○年3月31日までのものに限る。以下「資格者名簿」という。）に○○○○工事の資格を有する者として掲載されている者は、この公告による申請は要しないものとする。

平成 年 月 日

山形県知事 ○ ○ ○ ○

1 調達する特定役務の種類

○○○○工事（②土木一式工事、建築一式工事等、建設業法別表上欄に掲げる工事の種類を記載する。）

2 競争入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納している者でないこと。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による建設業の許可を受けた者であること。
- (3) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること。ただし、個人事業所で、かつ、従業員が4人以下である等の事由により適用事業所に該当しない場合を除く。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (5) 法第27条の29第1項に規定する総合評定値（当該総合評定値の算出に係る審査基準日が、規則第125条第2項に規定する競争入札参加資格審査申請書（建設工事）（以下「申請書」という。）の提出日前1年7月以内のものであり、かつ、直近のものに限る。以下「総合評定値」という。）が、○○○○工事について、○○○点以上であること。

3 申請書の提出の時期

申請書は、特定調達契約の締結が見込まれる場合において、随時に提出することができる。

4 申請の方法

(1) 申請書の用紙等の入手方法

申請書の用紙等は、県土整備部建設企画課において競争入札の参加資格を得ようとする者に交付する。

また、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

(2) 申請書の提出方法

競争入札の参加資格を得ようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付して、契約担当者に提出すること。

イ 暴力団排除に関する誓約書

ロ 総合評定値を記載した書面（以下「総合評定値通知書」という。）の写し

ハ 印鑑証明書

ニ 納税証明書（県内に事業所を有する法人又は個人にあつては山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税の滞納がないことを証明するもの、県内に事業所を有しない法人又は個人にあつては消費税及び地方消費税の滞納がないことを証明するもの。）

ホ 使用印鑑届（法務局に印鑑登録をしていない印を契約等に使用する場合に添付すること。）

ヘ 競争入札参加資格変更届（総合評定値通知書の内容と現況が異なる場合に添付すること。）

ト 委任状（競争入札の参加及び契約等の権限が委任されている場合に添付すること。）

(3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書は、日本語で作成すること。

なお、(2)のイからトまでに掲げる書類で外国語で記載されたものについては、日本語の訳文を付し、又は添付すること。

5 資格審査及び結果の通知

(1) 競争入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）は、4により提出された書類により行い、当該書類を提出した者について資格を有すると認めるときは、資格者名簿に登載する。

(2) 資格審査の結果については、申請書を提出した者に通知する。

6 資格の有効期間及び更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

資格者名簿に登載された日から平成〇年3月31日までとする。（㊦名簿の有効期限を記載する）

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新については、規則第125条第2項及び第4項の規定により必要に応じて申請書を提出すること。

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、〇〇〇〇工事（㊦工事名称を記載する。）の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。この入札は、山形県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により執行する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他国際約束の適用を受ける。

年 月 日

山形県知事 〇 〇 〇 〇

1 入札期間、開札日時及び開札場所等

(1) 入札書の受付期間 年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで

（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

(2) 入札書の受付時間 午前8時30分から午後8時（入札書の受付期間の最終日にあつては午後4時）まで

(3) 書面による入札

イ 入札に参加を希望する者で電子入札システムによる入札によりがたい者は、持参又は郵送により、書面による入札を行うことができる。この場合の入札手続は入札説明書による。

ロ 書面による入札を行う者は、入札書を 年 月 日（ ）午後4時まで、（郵送の場合は、この時間までに必着すること。）に山形市松波二丁目8番1号 山形県〇〇〇〇部〇〇〇〇課〇〇担当に提出すること。

(4) 開札場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁〇〇〇（ 階）

(5) 開札日時 年 月 日（ ） 時 分

2 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称 〇〇〇〇工事（以下「対象工事」という。）

(2) 工事の場所 〇〇市（町・村）〇〇地内

(3) 工事の概要 （㊦工法、構造、概算数量、面積等を簡潔に記載する。）

(4) 工 期 〇年〇月〇日（〇）から〇年〇月〇日（〇）まで

(5) 予定価格 事後公表

㊦ 予定価格が事前公表の場合は、「事後公表」を「〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含まない。）」に補正すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

（㊦特定建設工事共同企業体の場合）

(1) 競争入札参加者の資格に関する公告（〇年〇月〇日付け山形県公報第〇〇号）により公告された資格を有する者〇者又は〇者で自主構成する特定建設工事共同企業体であること。

(2) 特定建設工事共同企業体の構成員は、共同連帯して対象工事を完成させるものであること。

(3) 特定建設工事共同企業体の構成員は、そのいずれもが次に掲げる要件を満たしていること。

- イ 経常建設共同企業体又は事業協同組合でないこと。
 - ロ 出資比率は、○者の場合にあっては○パーセント以上、○者の場合にあっては○パーセント以上であること。
 - ハ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過していないものでないこと又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
 - ニ 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の規定による競争入札参加資格者名簿に○○工事（㊦土木一式工事、建築一式工事等、対象工事に係る建設業法別表上欄に掲げる工事の種類を記載する。）の資格者として掲載されていること。
 - ホ 対象工事の入札において、単体企業で参加していないこと又は他の特定建設工事共同企業体の構成員になっていないこと。
 - ヘ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること。ただし、個人事業所で、かつ、従業員が4人以下である等の事由により適用事業所に該当しない場合を除く。
 - ト 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けている者でないこと。
 - チ 規則第132条の規定に基づく建設工事請負契約約款（昭和39年8月県告示第707号。以下「建設工事請負契約約款」という。）第49条第1項第6号のイからトまでのいずれにも該当しないこと。
 - リ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者にあっては、当該更正手続開始又は当該再生手続開始の決定の日を審査基準日とする経営事項審査の結果をもとに、建設工事の入札参加資格の審査を受けた者であること。
- (4) 特定建設工事共同企業体の代表者が、次に掲げる要件を全て満たしていること。
- イ 構成員の中で出資比率が最大の者であること。
 - ロ ○年4月以降（㊦過去15年間とし、直近まで認める。）に対象工事と同種の建設工事（㊦工法、構造、面積等の要件を設定する。）を元請（共同企業体（経常建設工事共同企業体を含む。以下同じ。）の構成員であった場合は、その出資比率が○パーセント以上であった者に限る。）として完成した実績を有すること。
 - ハ 次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できるとともに、ロに掲げる工事の経験を有する現場代理人を常駐で配置できること。なお、現場代理人と主任技術者又は監理技術者とは、兼務できる（10の(5)に該当する場合を除く）。
 - (イ) 1級技術者（㊦1級土木施工管理技士、1級建築施工管理技士等、具体的に記載する。）又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - (ロ) ロに掲げる工事（㊦必要に応じ、要件緩和が可。）の経験を有する者であること。
 - (ハ) 監理技術者にあっては、○○工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ、監理技術者講習を受講していること。
 - ニ 建設業法（昭和24年法律第100号。）第27条の29第1項に規定する総合評定値（当該総合評定値の算出に係る経営規模等審査の基準日が一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請

書」という。)の提出期限前1年7月以内のものであり、かつ、直近のものに限る。以下「総合評定値」という。)が、〇〇工事(㊦土木一式工事、建築一式工事等、対象工事の建設業法上の種類を記載する。)について、〇〇点以上であること。

- (5) 特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員が、次に掲げる要件を全て満たしていること。
- イ 〇年4月以降(㊦過去15年間とし、直近まで認める。)に対象工事と同種の建設工事(㊦代表構成員の要件の範囲内で工法、構造、面積等の要件を設定する。)を元請(共同企業体の構成員であった場合は、その出資比率が〇パーセント(㊦3者以上のJVの場合の準代表構成員については、代表構成員の出資比率と施工実績として認める出資比率の下限値の範囲内で設定することも可。)以上であった者に限る。)として完成した実績を有すること。
 - ロ 次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できること。
 - (イ) 1級技術者(㊦1級土木施工管理技士、1級建築施工管理技士等、具体的に記載する。)又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - (ロ)イに掲げる工事(㊦必要に応じ、要件緩和が可。)の経験を有する者であること。
 - (ハ)監理技術者にあつては、〇〇工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ、監理技術者講習を受講していること。
 - ハ 総合評定値が、〇〇工事(㊦土木一式工事、建築一式工事等、対象工事の種類を記載する。)について、〇〇点(㊦代表構成員の範囲内で点数を設定する。)以上であること。

(㊦単体の場合)

- (1) 平成〇年度山形県の特定役務(建設工事)の調達契約に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告(年 月 日付け県公報第 号)により公示された資格を有する者であること。
- (2) 次に掲げる要件を全て満たしていること。
- イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があつた後3年を経過していないものでないこと又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
 - ロ 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第125条第5項の規定による競争入札参加資格者名簿に〇〇工事(㊦土木一式工事、建築一式工事等、対象工事に係る建設業法別表上欄に掲げる工事の種類を記載する。)の資格者として登載されていること。
 - ハ 対象工事の入札において、他の特定建設工事共同企業体の構成員になっていないこと。
 - ニ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること。ただし、個人事業所で、かつ、従業員が4人以下である等の事由により適用事業所に該当しない場合を除く。
 - ホ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けている者でないこと。
 - ヘ 規則第132条の規定に基づく建設工事請負契約約款(昭和39年8月7日県告示第707号。以下「建設工事請負契約約款」という。)第49条第1項第6号のイからトまでのいずれにも該当しないこと。
 - ト 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者にあつては、当該更正手続開始又は当該再生手続開

始の決定の日を審査基準日とする経営事項審査の結果をもとに、建設工事の入札参加資格の審査を受けた者であること。

- (3) ○年4月以降（㊦過去15年間とし、直近まで認める。）に対象工事と同種の建設工事（㊦工法、構造、面積等の要件を設定する。）を元請（共同企業体の構成員であった場合は、その出資比率が○パーセント以上であった者に限る。）として完成した実績を有すること。
- (4) 次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できるとともに、(3)に掲げる工事の経験を有する現場代理人を常駐で配置できること。なお、現場代理人と主任技術者又は監理技術者とは、兼務できる（10の(5)に該当する場合を除く）。
- イ 1級技術者（㊦1級土木施工管理技士、1級建築施工管理技士等、具体的に記載する。）又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
- ロ (3)に掲げる工事（㊦必要に応じ、要件緩和が可。）の経験を有する者であること。
- ハ 監理技術者にあつては、○○工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ、監理技術者講習を受講していること。
- (5) 建設業法（昭和24年法律第100号。）第27条の29第1項に規定する総合評定値（当該総合評定値の算出に係る経営規模等審査の基準日が一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限前1年7月以内のものであり、かつ、直近のものに限る。以下「総合評定値」という。）が、○○工事（㊦土木一式工事、建築一式工事等、対象工事の種類を記載する。）について、○○点以上であること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局
山形市松波二丁目8番1号 山形県○○部（局）○○課○○係 電話番号 ○○○○
なお、入札説明書は、山形県電子閲覧システムからもダウンロードすることができる。
- 5 入札参加資格の確認等
- (1) 入札の参加を希望する者は、次に掲げる書類を、(2)に掲げる期日内に山形県電子入札システムにより提出するものとする。ただし、書面による提出の場合は、4に掲げる場所に持参するものとする。
- イ 申請書
- ロ 3の(4)ニ及び3の(5)ハ（㊦単体の場合は、(5)に係る総合評定値通知書の写し
- ハ 3の(4)ロ及び3の(5)イ（㊦単体の場合は、(3)に係る施工実績を証する書類
- ニ 対象工事に配置する現場代理人、主任技術者及び監理技術者の資格及び工事経験を証する書類
- ホ 特定建設工事共同企業体にあつては、特定建設工事共同企業体協定書の写し
- へ 特定建設工事共同企業体にあつては、特定建設工事共同企業体の代表者の権限に係る委任状の写し
- (2) (1)に掲げる書類は、次に掲げる期間に受け付ける。
- イ 受付期間 ○年○月○日（○）から○年○月○日（○）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）
- ロ 受付時間 午前8時30分から午後8時まで（受付期間の最終日にあつては、午後4時まで（郵送の場合は、この時刻までに4に掲げる場所に到達すること。）とする。なお、持参による場合は、県の休日を除いた、午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に提出すること。）

(3)入札参加資格の確認結果は、申請者に通知する。

6 入札保証金及び契約保証金等

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金等

(㊦要求する付保割合に応じて次のいずれかを記載する。)

(㊧付保割合を10分の1とし、金銭的保証を求める場合)

建設工事請負契約約款第4条による保証（保証金額は、契約金額の10分の1に相当する額とする。）を付すこと。

(㊨付保割合を10分の3とし、役務的保証を求める場合)

建設工事請負契約約款第5条による保証（保証金額は、契約金額の10分の3に相当する額とする。）を付すこと。

7 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

8 落札者の決定方法

規則第120条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり、著しく不相当であると認められるときは、当該者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

9 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 その他

(1) この契約においては、契約書の作成を必要とする。

(2) 3の(3)のニ（㊦単体の場合は、3の(2)のロ）に掲げる要件を満たさない者も5の(1)に掲げる書類を提出することができるが、入札に参加するためには、入札の前までに当該要件を満たしていなければならない。

(3) 災害その他の事情により、電子入札システムに障害が生じた場合は、入札を無効とし、別途日時を指定して、書面による入札に変更することがある。

(4) この入札は、山形県建設工事等低入札価格調査制度実施要綱（以下「低入札調査要綱」という。）の規定による低入札価格調査制度を適用する。

(5) 低入札調査要綱第2条に規定する調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った価格をもって契約する場合には、現場代理人と主任技術者又は監理技術者との兼務を認めない。

(6) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(7) 本件は、議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例（昭和39年3月県条例第6号）の規定により、県議会の議決に付さなければならない工事であるため、県議会の議決を得た後に本契約を締結する。ただし、本件の落札決定後、県議会の議決を得るまでの

間に、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合については、落札決定を取り消し、仮契約を解除する。

(8) 詳細については入札説明書による。

(9) 入札参加者は、積算内訳書を入札時に提出すること。

(10) 対象工事に直接関連する他の工事の請負契約を対象工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無。(注)有又は無のいずれかを記載する。)

11 Summary

(1) Subject matter of the contract: Construction work of the ○○○○

(注)工事名を英語で記載する。)

(2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 4:00 P.M. ○ (注)申請書提出期限の「日」を数字で記載する。) ○ (注)申請書提出期限の「月」を英語で記載する。) ○ (注)申請書提出期限の「年」を西暦の数字で記載する。)

(3) Time-limit for tender: 4:00 P.M. ○ (注)入札の「受付期間の最終日」(以下「入札日」という。)を数字で記載する。) ○ (注)入札日の属する「月」を英語で記載する。) ○ (注)入札日の属する「年」を西暦の数字で記載する。)

(4) Contact point for the notice: ○○, (注)担当課名を英語で記載する。

(例) Prefectural Facilities, River Management and Erosion Prevention Division (河川砂防課)) ○○, (注)担当部局名を英語で記載する。(例) Land Development Department (県土整備部)) Yamagata prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken,

990-8570 Japan TEL ○○○-○○○-○○○○ (注)担当課の電話番号を数字で記載する。)

入札説明書(案)

件名 ○○○○工事

担当部局等

〒○○○-○○○○ ○○市○○町○丁目○番○号
○○総合支庁 ○○部
契約担当 ○○課○○係 電話番号○○-○○-○○○○
工事担当 ○○課○○係 電話番号○○-○○-○○○○

〇〇〇〇工事に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

目次

1. 入札日程等【入札日程等一覧】

- 1-1 電子入札の日程等
- 1-2 書面入札の日程等

2. 入札参加資格関係

- 2-1 入札参加者の資格
- 2-2 入札参加資格の確認等
- 2-3 【確認資料一覧】
- 2-4 入札参加資格がないと認められた理由の説明要求等

3. 入札関係書類等の取扱い

- 3-1 設計図書の開覧及び貸出し
- 3-2 設計図書等に対する質問

4. 共通説明事項

- 4-1 入札及び開札
- 4-2 入札の辞退
- 4-3 公正な入札の確保
- 4-4 入札の効力
- 4-5 落札者の決定方法
- 4-6 入札の延期、中止等
- 4-7 再度入札
- 4-8 契約書の提出
- 4-9 苦情申立
- 4-10 その他

5. 書面入札手続きの取扱い

- 5-1 書面入札の承諾手続き
- 5-2 書面入札の場合の入札手続
- 5-3 開札への立会い
- 5-4 その他の事項

6. 添付書類

7. その他特記事項（※必要がある場合に添付する。）

- ・債務負担工事説明書【記載例1】【記載例1-1】
- ・入札に関する留意事項【記載例2】
- ・繰越事業に係る留意事項【記載例3】

※ここに記載された申請書、確認資料及び契約書等の標準様式は、以下のアドレス（山形県ホームページの中の「入札・契約関係様式ダウンロード」）からダウンロードすることができるほか、書面入札の承諾を得ている者から請求があった場合は担当部局において交付する。

（アドレス <http://www.pref.yamagata.jp/ou/kendoseibi/180030/nk/dl.html>）

1. 入札日程等 【入札日程等一覧】

1-1 電子入札の日程等

工事番号・工事名		(工事番号)	
入札手続等	期間・期日・期限等	場所等	手続の方法
入札参加資格 確認申請	入札公告 5 (1) 及び (2) のとおり	山形県電子入札システム	2-2 入札参加資格の確認等
入札参加資格 確認結果通知	平成 年 月 日 ()		
非資格理由 説明要求	平成 年 月 日 () 午後 4 時まで ※参加資格確認結果通知日から起 算して 7 日目 (土曜・日曜及び祝 祭日を含まない) を設定。	山形県電子入札システム	2-4 入札参加資格がないと認め られた理由の説明要求等
非資格理由 回答期限	平成 年 月 日 () ※説明要求期限から 10 日以内に 設定。ただし、入札書受付締切日 の前日より後に設定することはで きない。		
設計図書の 閲覧及び貸出し	平成 年 月 日 () ～ 平成 年 月 日 () ※公告日から開札日前日まで。	山形県電子閲覧システム	3-1 設計図書の閲覧及び貸出し
設計図書等に対する 質問受付	平成 年 月 日 () ～ 平成 年 月 日 () ※入札参加資格確認結果通知日か ら起算して 20 日間。	山形県電子入札システム	3-2 設計図書等に対する質問
上記質問に対する 回答書の閲覧	回答を行った日から 平成 年 月 日 () まで	山形県電子入札システム及び 総合支庁 部 課 閲覧室	3-2 設計図書等に対する質問
入札書の受付	入札公告 1 (1) 及び (2) のとおり	山形県電子入札システム	
開札	入札公告 1 (5) のとおり	入札公告 1 (4) のとおり	

上記期間は、特に指定する場合を除き、県の休日を除く午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで (山形県電子入札システムによる手続については、午前 8 時 30 分から午後 8 時まで) とする。なお、山形県電子閲覧システムによる閲覧については、終日とする。

※「県の休日」とは、山形県の休日をも定める条例 (平成元年 3 月県条例第 10 号) に規定する県の休日 (以下「県の休日」という。)

1-2 書面入札の日程等 詳細は、5【書面入札手続きの取扱い】による。

承諾手続等	期限等（県の休日及び正午から午後1時までを除く。）	
	電子入札利用者登録なし	電子入札利用者登録あり
書面入札参加承諾願	平成 年 月 日（ ） 午後4時まで ※入札参加資格確認申請書の提出 期限と同じ	平成 年 月 日（ ） 午後4時まで ※入札書受付締切日と同じ
承諾（不承諾）通知	平成 年 月 日（ ） ※入札参加資格確認結果通知の日 と同じ	入札書受付締切日時前

※契約担当あて提出するものとする。

入札手続等	期間・期日・期限等	提出場所等	手続の方法
入札参加資格 確認申請	1-1 電子入札の日程に同じ	契約担当	5-2 (1) 入札参加資格の確認等
入札参加資格 確認結果通知			
非資格理由 説明要求		契約担当	2-4 入札参加資格がないと認め られた理由の説明要求等
非資格理由 回答期限			
設計図書の 閲覧及び貸出し		総合支庁 部 課 閲覧室	5-2 (2) 設計図書等の貸出し及び質 問
設計図書等に対する 質問受付		※契約担当 又は 工事担当 を選択	5-2 (2) 設計図書等の貸出し及び質 問
上記質問に対する 回答書の閲覧		総合支庁 部 課 閲覧室	5-2 (2) 設計図書等の貸出し及び質 問
入札書の受付	1-1 電子入札の日程に同じ	契約担当	
開札		入札公告 1 (4) のとおり	

上記期間は、特に指定する場合を除き、県の休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

2. 入札参加資格関係（施工実績・技術者配置要件等）

2-1 入札参加者の資格

- (1) 「山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。」とは、入札参加資格確認日（一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日）から開札日（落札決定が保留された場合は当該落札決定のとき）までの期間中のいずれの日においても指名停止措置を受けていないことをいう。
- (2) 「山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第132条の規定に基づく建設工事請負契約約款（昭和39年8月県告示第707号。以下「建設工事請負契約約款」という。）第49条第1項第6号の規定に該当しないこと。」とは、申請書の提出の日から当該工事の工期までのいずれの日においても該当しないことをいう。
- (3) 公告で指定された期限までに申請書及び申請書の添付書類（以下「確認資料」という。）を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

(4) 施工実績

入札公告等により施工実績要件が示されている場合は、以下によるものとする。

イ 記載する同種工事の施工実績の件数は1件とする。

ロ 工事の施工実績は、平成〇年4月以降に受注し、入札参加資格の確認申請日までに完成し、引渡しが完了しているものに限る。

(5) 配置予定技術者

イ 配置を求めている技術者の要件については、入札公告によるほか、以下によるものとする。

- (イ) 入札公告の主任技術者又は監理技術者資格の「これらと同等以上の資格を有する」については、次の者をいう。

※建設業法及び共通仕様書の規定に従い、同等以上とするものを列挙すること。

- (ロ) 自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

ロ 配置予定の技術者は、原則として変更できないこと。また、本件工事の契約時又は本件工事契約締結後に監督職員との打ち合わせにより定める着手日（以下「着手日」という。）において、配置予定の技術者を配置できないときは、真にやむを得ない事由により技術者の変更を認める場合を除き、契約を締結しない、又は契約を解除するものとする。

ハ 配置予定の技術者として、複数の候補技術者を記載することができる。この場合、複数の技術者のうちいずれかが審査により資格のないことが判明した時は、資格のある技術者を配置予定技術者とみなす。この場合、上記ロを適用する。

ニ 同一の技術者について、重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、当該入札手続における落札決定が行われる前までに契約担当者に書面により申し出ること。（この場合、担当部局（契約担当）に事前に電話連絡を行うこと。事前に電話連絡がない場合は、当該申出を受け付けることが出来ない。）ただし、当該申出をもって、配置予定技術者の変更を認めるものではない。

ホ 配置予定の技術者は、本件工事の契約時又は着手日において、専任を要するどの工事にも主任（監理）技術者として配置されていないこと。また、本件工事が建設業法施行令（昭和31年8月政令第273号。以下「建設業法施行令」という。）第27条に該当する工事である場合には、他の全ての工事において主任（監理）技術者として配置されていないこと。ただし、本件工事の配置予定技術者が専任を要しない他の工事に配置されている場合、本件工事の着手日の前日までに、他の工事の完成及び引渡しが完了する見込みである場合はこの限りでない。（この場合、本件工事

の配置技術者は着手日からの専任配置とする。) また、主任技術者の現場専任義務のある工事を
含む原則2つの工事について、一体性若しくは連続性が認められる工事又は相互に調整を要する
工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10キロメートル程度の近接した場所において施工する
ため、同一の主任技術者が管理することができるか否かについて、落札決定後に工事を所管する
担当課等に協議を行い、双方の担当課等より承諾を得た場合についても、この限りではない。(な
お、この場合、当該承諾を得られない場合も考慮して、配置予定技術者を複数申請すること。)

へ 本件工事が建設業法施行令第27条に該当する工事である場合、配置される専任の主任(監理)
技術者は申請書を提出する日の前3ヶ月以上の雇用期間があることが必要である。(落札決定後
に当該事項を満たさないことが判明したときは、落札決定を取り消し、契約を行わないものとし
る。)

2-2 入札参加資格の確認等

(1) 本件入札の参加希望者は、入札公告の「入札参加者の資格」及び上記2-1の「入札参加者の資格」
を有することを証明するため、(2)に示す申請書及び確認資料を提出し、入札参加資格の有無について
契約担当者の確認を受けなければならない。この場合、必要な確認資料のいずれか一つでも添付がな
い場合は、入札参加資格がないものとする。

(2) 提出書類

イ 申請書

申請書は、山形県電子入札システムから電子的に提出すること。

よって、申請書を別途作成及びファイル添付する必要はない。

ロ 確認資料

2-3【確認資料一覧】のとおり。

ハ 申請書及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

なお、確認資料として提出する書類は受注者責任において用意すべきものであるため、県発注機
関は、亡失等を理由とする再交付に応じない。

ニ 提出された申請書及び確認資料は無断で他の目的に使用しない。

ホ 確認資料の提出は、申請書に添付して行うものとする。ファイルの形式はワード形式、又はP
DF形式とする。複数の確認資料は1つのファイルにまとめること。ファイルのサイズは2.0メガ
バイト(以下「MB」という。)以内とすること。押印されている書類はスキャナで読み込む等
すること。

ただし、ファイルの作成が困難な場合やファイルのサイズが2.0MBを超える場合は、確認資料を
公告で指定された提出場所へ書面により提出(持参に限る)することも認める。郵送又はファク
シミリによるものは受け付けない。なお、確認資料を持参する場合にあっては、持参する確認資
料に、「山形県電子入札システムにより作製し印刷した申請書」に押印したものを添付するもの
とする。

ヘ 提出期限以降における申請書又は確認資料の差替え及び再提出は認めない。

ト 入札参加資格の確認のため、提出された確認資料により判断ができない場合には、必要な確認
資料の追加提出を求めることがある。これは、本入札説明書が求めている入札参加資格の確認資
料の脱漏による追加提出をいうものではない。

チ 入札参加資格の確認は、申請書及び確認資料の提出期限の日を基準日として行うものとし、そ
の結果は入札参加資格確認結果通知の期日までに通知する。

必要資料		確認資料	
		提出を求める確認資料については、左欄に○を付し、不要なものは【不要】と明示すること。	
○	イ	施工実績を記載した書面 様式第2号「同種工事の施工実績」	
○	ロ	施工実績とする工事に係る以下の書類 a CORINS 登録工事における工事カルテ又は工事請負契約書の写し 記載内容により同種・類似工事の施工実績が確認できない場合は、工事概要等を確認できる仕様書等の写しを添付すること。 b 協定書の写し（共同企業体受注工事の場合のみ）	
○	ハ 必須	配置予定の技術者の資格等を記載した書面 様式第3号の2「主任（監理）技術者の資格・工事経験」 ①入札参加者の資格として、技術者実績要件を設定していない場合は、様式中の「工事経験の条件」、「工事経験の概要」及び「工事概要」は記載不要とする。 ②配置予定の技術者の「工事経験の概要」における「従事役職」は、現場代理人又は主任技術者若しくは監理技術者の職名を記載すること。 ③配置予定技術者の「法令による資格・免許」における（カッコ）内には、資格免許の取得年を記載すること。 ④総合評価落札方式による場合、本書面の提出は、様式総合3「技術者の能力」の提出をもって代えることができる。（この場合においても、資格者証等の写しの提出は必要なので、留意すること。）	
○	ニ 必須	（ハ）の技術者の国家資格者証等（建設業法（昭和24年5月法律第100号）に規定する実務経験証明書を含む。）又は監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了履歴が確認できる書面（監理技術者講習修了証の写し又は監理技術者資格者証裏面の写し） ただし、すでに当該資格を合格又は講習を修了しているが、交付手続中のため入札参加確認申請期限までに当該資格者証又は修了証の写しを提出することができない場合は、その旨を証明する資料をもって代えることができるものとする。	
○	ホ	（ハ）の技術者の経験工事に係る以下の書類 a CORINS 登録工事における工事カルテ又は工事請負契約書の写し 記載内容により同種・類似工事の施工実績が確認できない場合は、工事概要等を確認できる仕様書等の写しを添付すること。 b 協定書の写し（共同企業体受注工事の場合のみ）	
○	ヘ 必須	総合評定値通知書の写し 審査基準日が本申請の提出期限前1年7月以内であり、かつ、直近のものに限る。 ※審査基準日が1年7月以内であっても、直近のものでない場合は参加資格なしとする。	
○	ト	健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る直近の被保険者標準報酬月額決定通知書又は保険料領収済額通知書若しくは領収証書等の写し （ト）の総合評定値通知書により健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していることが確認できる場合又は個人事業主でかつ従業員が4人以下のため等により適用が除外される場合は提出を要しない。	
【注】 ①必要な確認資料のいずれか1つでも添付が無い場合は、入札参加資格がないものとする。 ②提出する資料に記入誤り、記入漏れ、捺印漏れなど不備があった場合は、入札参加資格なしとなるため、提出の際は十分に確認したうえで提出すること。			

2-4 入札参加資格がないと認められた理由の説明要求等

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、山形県電子入札システム又は任意の書面により、所管課長にその理由の詳細説明を求めることができる。

説明要求は、非資格理由説明要求の期日までに山形県電子入札システムへ登録（質問を登録したことを担当部局（契約担当）に電話連絡すること。電話連絡がない場合は、回答できない場合がある。）又は非資格理由説明要求の場所へ書面を持参して提出するものとし、郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。

(2) 所管課長は説明要求があった場合には、非資格理由回答期限の期日までに、説明を求めた者に対し、山形県電子入札システム又は書面により回答する。

3. 入札関係書類等の取扱い

3-1 設計図書の閲覧及び貸出し

当該工事に係る設計図書について、次により閲覧及び貸出しを行う。

(1) 閲覧及び貸出しが可能な設計図書

- イ 図面
- ロ 仕様書
- ハ 設計書

(2) 閲覧期間及び閲覧方法

設計図書の閲覧及び貸出しの期間、山形県電子閲覧システムにより閲覧に供する。なお、山形県電子閲覧システムによりダウンロードすることもできる。

電子閲覧システムに障害が生じた場合は、閲覧方法を書面閲覧に変更することがある。

(3) 書面閲覧による閲覧の場合は、下記のとおりとする。

イ 閲覧期間及び貸出し期間

1-2 に示した期間による。

ロ 閲覧場所及び貸出し場所

1-2 に示した場所による。

（一部の設計図書は山形県電子閲覧システムにより閲覧に供する場合があるので、確認すること。）

3-2 設計図書等に対する質問

(1) 設計図書及びこの入札説明書に対する質問がある場合は、1-1に示した期間内に山形県電子入札システムにより提出すること。（この場合、質問を登録したことを担当部局（契約担当）に電話連絡すること。電話連絡がない場合は、回答できない場合がある。）

(2) (1)の質問に対する回答は、回答書を1-1に示した期間、場所において閲覧に供するとともに、山形県電子入札システムにより行う。

なお、回答書に添付書類がある場合の当該添付書類の閲覧は、1-1に示した期間、場所において行うとともに、山形県電子閲覧システムによって行う。

4. 共通説明事項

4-1 入札及び開札

(1) 入札は、規則第125条第5項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録されている者（法人の場合は代表者又は代表者から入札、見積り等に関する権限の委任を受けている者。以下「入札参加資

格者」という。)の電子署名を付して行う。その他の代理人による入札は認めない。共同企業体にあつては、代表会社の入札参加資格者の電子署名を付して入札することとし、入札書を提出する前までに各構成員が共同企業体の代表者を入札代理人とする旨の委任状を提出すること。

- (2) 入札は、山形県電子入札システムにより行うものとする。
- (3) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書を提出すること。提出する積算内訳書は、県が山形県電子閲覧システムにより提供する指定ファイルを山形県電子入札システムで提出する入札書に添付して行うものとする。提出する積算内訳書について、指定ファイル以外の書式は認めないものとする。ファイルの名称は「積算内訳書(工事名)(商号又は名称)」とすること。

ただし、ファイルのサイズが2.0MBを超える場合は、コンパクトディスク(以下「CD」という。)に記録したファイルを持参又は郵送により提出することを認める。

CDの提出に際しては、封かんの上、入札者の氏名、入札に関する工事名及び開札日を表記し、「積算内訳書在中」の旨を朱書きして、入札書受付締切日時までに、担当部局(契約担当)まで到達させること。また、山形県電子入札システムによる入札書には「積算内訳書は郵送又は持参による」旨の文書ファイルのみを添付すること。この文書ファイルはワード形式によるものとする。

- (4) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会うことができる。
- (6) 開札は入札事務に関係のない山形県職員を立ち合わせて行う。

4-2 入札の辞退

- (1) 入札参加者は、入札書を提出するまでの間は、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退する場合は、山形県電子入札システム又は書面により行うものとする。
- (2) 書面により入札を辞退する場合は、辞退する入札の工事名、開札日、辞退する者の名称、入札を辞退する旨を記載した書面に代表者印を押印し、入札書受付締切日時までに提出するものとする。
- (3) 入札書提出後は入札を辞退することができない。
- (4) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

4-3 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54条)等に抵触する行為をしてはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たって、他の入札参加者と入札意思、入札価格又は入札書、積算内訳書その他契約担当職員等に提出する書類(以下「入札書等」という。)の作成についていかなる相談も行つてはならず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札意思、入札価格、入札書等を意図的に開示してはならない。(第2項及び第3項の入札価格には、入札保証金の金額等又は金融機関等の契約保証の予約に係る契約金額若しくは保証金額を含む。)
- (4) 山形県電子入札システムによる入札参加者は、電子証明書(ICカード)を不正に使用してはならない。

4-4 入札の効力

次に掲げる入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

- イ 入札公告に示した競争入札参加資格のない者(競争入札参加資格があることを確認された者で、開札時において入札公告に示した競争入札参加資格を満たさなくなった者を含む。)のした入札
- ロ 申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札
- ハ 委任状を持参しない代理人のした入札
- ニ 記名押印をしていない書面入札(ただし、外国人又は外国法人にあつては、代表者又は代理人本人の署名をもって記名押印に代えることができる。)
- ホ 金額を訂正した入札
- ヘ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- ト 明らかに連合によると認められる入札
- チ 同一工事の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- リ 積算内訳書の提出のない入札(県が山形県電子閲覧システムにより提供する指定ファイルを使用しない積算内訳書、保護の解除若しくは保護領域の変更が認められる積算内訳書、内容の入力されていない積算内訳書又は「積算内訳書作成マニュアル」に従って作成保存していない積算内訳書を提出した場合を含む。)
- ヌ 提出された積算内訳書の記載内容等の確認の結果、適正に積算が行われていないことが明らかになった場合におけるその者のした入札
- ル 設計図書及びこの入札説明書に対する質問を山形県電子入札システムにより提出する際に、題名又は質問内容に質問者を特定できる情報(企業名、個人名、電話番号等)を記入した者のした入札
- ロ 公正かつ正常な入札の執行を妨げる行為をした者のした入札
- ワ 有効な電子証明書を取得していない者がした電子入札
- カ 所定の日時までには到達しない入札
- ヨ 電子入札と書面入札を併せて行った者のした入札
- タ 書面入札の承諾を得ていない者のした書面入札
- レ 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件等に違反した入札

4-5 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札を行った入札参加者等のうち、予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、総合評価落札方式を適用した場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札をした者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。
- (2) 低入札価格調査制度
 - イ 落札決定にあたっては、山形県建設工事等低入札調査要綱第5条に規定する低入札価格調査(以下4-5(2)において「調査」という。)を採用し、調査基準価格を下回る価格の入札者については、調査を行ったうえで落札するか否かを決定する。
 - ロ 山形県建設工事等低入札価格調査制度実施要綱第9条第2号による調査基準価格を設定した場合(特殊な機械設備が直接工事費の大部分を占めるなど特別の事情がある場合に限る。)は、4-10 その他(9)に調査基準価格の算定方法を示す。
 - ハ 調査基準価格を下回る価格の入札者に対し、調査の実施通知を行う。対象者が落札決定を受けするためには、調査に応じなければならない。

- ニ 対象者のうち、ハの実施通知を受けた者は、通知日から起算して5日以内に履行能力調査票を発注者に提出しなければならない。
- ホ 対象者は、入札価格の積算根拠となっている施工計画及び積算内訳等により、当該入札価格で適正な施工が確保できることを示さなければならない。
- ヘ 次のいずれかに該当するときは、落札決定を受けることができない。
- (イ) 対象者が調査に応じないとき又は履行能力調査票を期限までに提出しないとき。
 - (ロ) 対象者に契約の意思がないとき。
 - (ハ) 対象者が入札金額の範囲内で適正な施工が確保できることを証明できないとき。
 - (ニ) 調査の過程で、当該工事の施工に必要な経費が入札金額を超えることが確認されたとき。
 - (ホ) 下請施工を予定している場合（1業者につき下請代金の合計が100万円以上の場合に限る。）において、1業者あたりの下請施工内容に相当する県積算価格に対する下請予定金額の比率が75パーセントを下回るものがあるとき。
 - (ヘ) 開札日から過去1年以内において、4-10(4)に規定する契約締結における条件に違反したとき。
 - (ト) 調査実施年度及びそれ以前の過去2年度に山形県が発注した工事において、調査基準価格に満たない価格をもって対象者と契約した工事について、成績評定点が70点未満のものがあるとき。
 - (チ) その他明らかに契約の履行が困難と見込まれるとき。
- なお、低入札価格調査制度の注意事項については「履行能力調査票の記入要領」にも記載されているので、山形県のホームページ「低入札価格調査制度」からダウンロードして事前に内容を把握すること。
- (アドレス <http://www.pref.yamagata.jp/ou/kendoseibi/180030/nk/lp.html>)
- (4) 最低の価格の入札者が提出した積算内訳書に不正又は不適正の疑いがあるときは、調査のうえで落札するか否かを決定する。
- (5) 落札決定の時までに入札参加資格を満たさなくなった者は落札者とししない。
- (6) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、山形県電子入札システムにおける「電子くじ」により落札者を決定する。

4-6 入札の延期、中止等

- (1) 天災、地変等により入札執行が困難なときは、入札を延期、中止又は取り止めることがある。
- (2) 正常かつ公正な入札執行が困難と認められる場合その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期、中止又は取り止めることがある。
- (3) 適正な入札の執行を期するため必要があるときは、入札前にくじ等により入札参加者を減じたうえで入札を執行することがある。

4-7 再度入札

- (1) 初回の入札で落札者とすべき者がいないときは、直ちに、又は別に日時を指定して、再度の入札を行うことがある。再度入札時においては、積算内訳書の提出を求めない。
- (2) 再度の入札は、原則として1回までとする。
- (3) 次の各号の一に該当する者は、再度の入札に参加することができない。
 - イ 初回の入札において参加しなかった者
 - ロ 初回の入札において無効な入札をした者又は失格となった者

4-8 契約書の提出

- (1) 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約担当者から交付された契約書の案に記名捺印し、落札決定の日の翌日から起算して7日以内（県の休日を含まない。）に、これを契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

4-9 苦情申立

本手続における競争入札参加資格の確認その他の手続に関し、政府調達に係る苦情の処理手続及び山形県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年6月21日山形県告示第681号）により、山形県政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。

4-10 その他

- (1) 落札決定を受けた山形県外に主たる営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第1号による経營業務の管理責任者を置く営業所に限る。）を有する入札参加者は、本契約締結時に現に有効な履歴事項全部証明書（登記簿謄本）の写し及び現に有効な営業所長等（受任者）に対する委任状の写しを添付すること。
 - (2) 保証契約に基づいて前払金を支払う。但し、「繰越事業に係る留意事項」又は「債務負担工事説明書」が付されている場合は、支払時期に留意すること。
 - (3) 中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に請負者が選択を行うものとする。
 - (4) 調査基準価格を下回る価格で契約を締結する場合は、次の事項を条件とする。
 - イ 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事にあつては、山形県が発注した工事のうち、過去2年以内に完成した工事又は開札日現在施工中の工事に関して、次のいずれかに該当する場合は、監理技術者とは別に、入札公告に示した監理技術者の要件を満たす技術者を専任で1名工事現場に配置しなければならない。
 - (イ) 65点未満の工事成績評定を通知された。
 - (ロ) 施工中又は施工後において、工事請負契約書に基づいて修補を行った（軽微な手直し等を除く）。又はかさに起因して修補又は損害賠償を請求された。
 - (ハ) 品質管理、安全管理に関し、山形県から指名停止措置を受けた。
 - (ニ) 自らに起因して工期を大幅に遅延した。
 - ロ 次のいずれかに該当する下請契約の締結及び契約変更をしてはならない。
 - (イ) 低入札価格調査において下請予定業者として提示した者と異なる相手方との下請契約（あらかじめ発注者の承認を受けた場合を除く。）
 - (ロ) 1業者につき下請代金の合計が100万円以上の下請施工を行う場合において、施工内容に相当する県積算価格に対する下請代金の比率が75パーセントを下回る下請契約
 - ハ 入札公告6（2）において保証金額を契約金額の10分の1としている場合は、建設工事請負契約約款第4条に定める保証の額は、請負代金額の10分の3以上とし、同約款第4条第2項及び第4項並びに入札公告6（2）中「10分の1」を「10分の3」に読み替えて適用する。
 - ニ 建設工事請負契約約款第11条第5項に定める現場代理人と主任技術者又は監理技術者との兼務は認めない。
- (5) 申請書又は確認資料等に虚偽の記載をした場合においては、山形県競争入札参加資格者指名

停止要綱に基づく指名停止措置を行うことがある。

- (6) 調査基準価格を下回る価格で落札し契約を締結した者に対しては、工事完了後に工事費用等に関する調査を行うことがある。この場合、当該契約締結者はこの調査に協力しなければならない。
- (7) 前項の調査の結果、低入札価格調査結果との差異について合理的説明がなされない等の場合、指名停止措置を行う場合がある。
- (8) 落札者は、契約締結後1か月以内及び工事完成時に建設業退職金共済制度に係る掛金収納書を提示すること。
- (9) 山形県建設工事等低入札価格調査制度実施要綱第9条第2号により調査基準価格を設定した場合（特殊な機械設備が直接工事費の大部分を占めるなど特別の事情がある場合に限る。）の算定方法については、次に掲げる表のとおりとする。

1. 山形県建設工事等低入札価格調査制度実施要綱第9条第2号により調査基準価格を設定した場合（特殊な機械設備が直接工事費の大部分を占めるなど特別の事情がある場合に限る。）の算定方法

※調査基準価格算定方法等

【例】

調査基準価格は、山形県建設工事等低入札価格調査制度実施要綱第9条第2号に基づき、入札書比較価格に次により算出した割合を乗じて算定している。

<乗じる割合の算出>

予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額を、入札書比較価格で除した数値（小数点第3位で四捨五入）とする。

ただし、その数値が0.95（「小数点第2位まで表示」以下同じ。）を超える場合にあっては0.95とし、0.75に満たない場合にあっては0.75とする。

- a 直接工事費（機器費を除く。）に10分の○を乗じて得た額
- a' 機器費に10分の○を乗じて得た額
- b 共通仮設費相当額に10分の○を乗じて得た額
- c 現場管理費相当額に10分の○を乗じて得た額
- d 一般管理費の額に10分の○を乗じて得た額

※特別の事情がない場合には記載を要しない。

5. 書面入札手続きの取扱い

5-1 書面入札の承諾手続き

- (1) 書面により入札書の提出を行うことができる者は、書面入札の承諾を得た者に限る。書面入札の承諾手続きは、「書面入札参加承諾願」（以下「承諾願」という。）を提出して行う。
- (2) 承諾願の提出期限等
書面入札の承諾を得ようとする者は、1-2に示した期限までに契約担当に承諾願を持参しなければならない。
- (3) 承諾願を提出する者は、政府調達に関する協定の適用を受ける工事である場合を除き、「山形県電子入札システムに係る書面入札承諾基準」の1又は2に該当することを示す書類を添付しなければならない。
- (4) 書面入札の承諾願の提出があった場合は、1-2に示した期限までに、その承諾又は不承諾を通知する。

5-2 書面入札の場合の入札手続き

(1) 入札参加資格の確認等

申請書（様式第1号）及び確認資料は、1-2に示した期限までに1-2に示した場所へ持参すること。当該提出書類のいずれか一つでも提出がない場合は、入札参加資格がないものとする。また、郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。

(2) 設計図書等の貸出し及び質問

1-2に示した期間、場所において設計図書の貸出しを行う。

設計図書及びこの入札説明書に対する質問がある場合は、1-2に示した期限までに1-2に示した場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。ファクシミリによるものは受け付けない。

質問に対する回答は、回答書を1-2に示した期間、場所において閲覧に供するとともに、山形県電子入札システムによりおこなう。

(3) 入札書の提出

1-2に示した期間内に1-2に示した場所へ入札書を持参又は配達証明付書留郵便の方法により提出すること。

入札書を提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ、封かんのうえ、入札者の氏名、入札に係る工事名及び開札日を表記し、「入札書在中」の旨を朱書きすること。さらに、表封筒と入札書を入れた中封筒の間に競争入札参加資格があることが確認された旨の通知書の写し及び書面入札の承諾通知の写しを入れること。

配達証明付書留郵便での提出にあたっては、1-2に示した期間内に1-2に示した場所に到達すること。

(4) 入札書提出における「くじ入力番号」の記載について

書面入札にあたっては、電子くじに対応するため、「入札書」中の「摘要」欄に必ず「くじ入力番号」と記載して、任意の3桁の数字を記載すること。

なお、「くじ入力番号」の記載が無い場合は、3桁の数字「000」を記載したものとみなすので、留意すること。

(5) 積算内訳書

入札書の提出と同時に、積算内訳書を記録したCD等を提出すること。この場合、積算内訳書を記録したCD等は、封かんのうえ、入札者の氏名、入札に関する工事名及び開札日を表記し、「積算

内訳書在中」の旨を朱書きすること。なお、郵送による入札の場合は、入札書と同封することとし、当該積算内訳書を記録したCD等を入札書を入れた中封筒と別の中封筒に入れ、封かんのうえ、入札者の氏名、入札に係る工事名及び開札日を表記し、「積算内訳書在中」の旨を朱書きしたうえで郵送すること。提出された積算内訳書は、返却しない。

5-3 開札への立会い

入札者又はその代理人は、開札に立ち会うことができるものとする。開札は入札事務に関係のない山形県職員を立ち会わせて開札を行う。

開札に立ち会わない場合は、あらかじめ、開札結果の通知に必要な返信用封筒に受取人の住所、氏名及び名称等を明記のうえ、所定の料金の切手を貼り入札書とともに提出すること。

開札に立ち会う場合は、落札決定を受ける手続きのため、次に掲げるものを持参すること。

- (イ) 本件入札の参加資格確認通知書
- (ロ) 本件入札の書面入札承諾通知書
- (ハ) 委任状（代理人が立ち会う場合に限る。）
- (ニ) 印鑑（入札書に対応する印鑑に限る。ただし、代理人の場合は当該代理人の印鑑とする。）

5-4 その他の事項

書面入札に関する取扱いについて、ここに記載のない取扱いについては、電子入札と同様とする。

6. 添付書類

- (1) 公告文の写し
- (2) 工事請負契約書案
- (3) 申請書（様式第1号）及び確認資料（様式第2号、3号及び3号の2）
- (4) 共同企業体協定書の様式 【特定JVを対象とする場合に添付】
- (5) 委任状の様式 【特定JVを対象とする場合に添付】
- (6) 施工計画 【施工計画を求める場合に添付。様式は所管課長が工事毎に作成。】